

施工条件の明示書

二和東地区管渠布設工事(その4)

1 工程関係

- 他の工事の施工により、当該工事の施工時期・全体工程に影響がある。
 - ・ 近隣において他の下水道工事〔二和東地区管渠布設工事(その3)〕が行われる予定がある。工事期間が重複する場合には、各受注者と車両交通規制方法および施工時期について、常に連絡を取り合い車両等が円滑に通行出来るように調整が必要である。

また、上記工事により工程に影響が出ないよう相互の連絡・調整等を密に行い施工すること。

なお、連絡事項及び調整事項の内容を監督職員に報告すること。
- 施工期間・施工時間・施工方法について制限等がある。
 - ・ 県道の施工および市道の切削オーバーレイ工については施工時間 22:00～5:00 までの夜間工事とする。それ以外の施工については、施工時間 9:00～17:00 までの昼間工事とする。

また、道路使用許可書に記載されている施工時間を越えて作業する事態が発生した場合には、速やかに交通管理者及び監督職員に連絡すること。
 - ・ 車両交通規制については、13 路線及び 13-1 路線の本管施工においては、車両片側交互通行での施工とすること。また、それ以外の路線については道路幅員が狭いため車両通行止めでの施工が多くなることから、作業内容等を近隣住民に、あらかじめ連絡し、車両等の出入りに支障がないよう特段の配慮が必要である。
 - ・ 関係機関、町会等から時間的制約条件等を付された場合は、速やかに監督職員と協議すること。
 - ・ 施工方法については、設計図書を参照のこと。
- 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある。
 - ・ 工事区間を通る通園通学バス等の管理者と車両交通規制について協議が必要であるため、事前に調査し監督職員と協議を行い、指示に従うこと。

なお、上記の件について関係機関との協議成立後に施工すること。
 - ・ 本工事は供用中の公共道路を占用するため、道路管理者及び所轄警察署等、関係機関と協議が必要である。

2 用地関係

- ☐ 工事用地等に未処理部分がある。

- 施工ヤード・工事用資機材の保管及び仮置きが必要である。
- ・ 施工ヤード・工事用資機材仮置場、現場事務所等については施工者において検討を行うこと。なお、現況、又は地目が農地のときは、農地の一時転用申請を行うこと。

3 周辺環境保全関係

- 周辺環境保全の為、施工方法・機械施設及び作業時間等に制限がある。
- ・ 住宅地内での工事となるため、騒音・振動の発生の低減に特段の配慮が必要である。

また、工事区間の一部が通園通学路に指定されているため、工事施工区間内及び、周辺住宅街路内を通行する工事関係車両は、徐行を徹底すること。
- ・ 建設機械については、住宅地内での工事であることを考慮し、低騒音型を使用すること。また、資材搬出入車両についても小型車を積極的に使用すること。なお、機械類を操作している者が離れる場合においては、原動機を止め、或いは電源を切ること。
- ・ 隣接住民と相互の連絡調整を密にして作業を実施すること。
- 工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼす事が懸念される。
- ・ 本工事は住宅地内での工事であるため、振動・騒音の発生の抑制に努めること。
- ・ 工事中は、歩行者用通路を確保すると共に第三者の安全について十分に配慮し、事故のないよう施工すること。特に児童・園児の安全を確保するため特段の配慮が必要になる。また、開削工事終了後に道路陥没等が起きないように埋戻しは入念に行うのはもちろんのこと、雨天後には、現場の点検を実施すること。

□ 濁水・湧水等の処理で特別の対策を必要とする。

□ 家屋調査を行う。

- ・ 家屋に近接して施工する場合は必要に応じ、別途発注により家屋事前事後調査を行う予定である。なお、詳細については監督職員と協議すること。

4 安全対策関係

- 交通誘導員の配置が必要である。
- ・ 工事区域については工事施工時、片側交互通行及び車両通行止めとなり、一般交通に支障をきたす為、適正に交通誘導員を配置する必要がある。

また、車両通行止めに際して、迂回路等にも交通誘導員・案内板等を必ず配置し、一般交通に支障をきたさないよう配慮すること。
- ・ 工事区域内には幅員の狭い道路もあるため住民の車両の出入り等に十分配慮すること。

- ・ 交通誘導員は、現場条件に応じ適宜配置し、車両が円滑に通行できるよう努めること。なお、交通誘導員は、施工時間中随時配置するものとし、施工の休憩休息時間についても交代で交通誘導を行うこと。
- ・ 作業の実施上消去した区画線は、1日の工程終了後、速やかに仮区画線により現形に復旧した後、交通開放すること。
- ・ 近隣で他の工事と競合する場合は、迂回路等の関係で交通誘導員の配置について調整が必要になるので、受注者間において調整を行いその結果を監督職員に報告すること。

■ 鉄道・ガス・電気・電話・水道等の施設と近接する工事での施工方法・作業時間等に制限がある。

- ・ 道路掘削時に、水道管・ガス管・地中線等と近接する場合は、事前に各地下埋設物管理者と協議を行い、適切な施工管理を行うこと。また、その協議結果については監督職員に報告することとし、施工に当たっては、破損の原因とならないよう各地下埋設物等への影響をよく考慮し、必要に応じた防護措置を講じること。
- なお、地下埋設物状況は設計図書を参照すること。

□ 有害ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要である。

5 工事用道路関係

■ 一般道路を搬入路として使用する場合は搬入経路・使用時間・使用期間等の制限及び使用後の処理に関する条件がある。

- ・ 近隣地区で他の工事と競合する場合には、搬入経路、使用時間等、関係機関との連絡・調整を密に行い施工すること。
- ・ 現場近くでの工事車両の待機は行わないこと。また、工事車両待機時は必ずエンジンを切ること。

□ 仮設路を設置する場合の設置期間・安全施設・維持補修の内容及び工事終了時の処置がある。

6 仮設工関係

■ 仮設工の構造及び施工方法を指定する。

■ 推進工事の発進・到達立坑は、鋼製ケーシング立坑とする。

□ 推進工事の発進・到達立坑は、ライナープレート立坑とする。

- ・ ただし、設計の立坑と同等以上の機能および構造を有し、他の埋設物等の切り廻し等が新たに発生しない場合で、一般交通に支障がなく、道路等の現有機能お

よび、関係法令、関係技術基準・指針等に沿った施工の安全性が確保される場合は、監督職員と協議のうえ、変更することができる。ただし、その際は設計変更の対象としない。

詳細については、契約図書を参照すること。

■ 推進工事の発進・到達立坑の内、No.13-1-1 立坑については T-25 対応とすること。

■ 仮設材を工事終了時も残置する。

- ・ 鋼製ケーシング立坑は GL-1.5m 以深（国・県道においては GL-2.0m 以深）においては残置すること。

□ 工事の為、仮排水路等が必要になる。

7 建設副産物関係

■ 残土・産業廃棄物が発生する。

- ・ 掘削に伴い残土等が発生する。

概算数量については、船橋市下水道工事特記仕様書を参照すること。

■ 指定処分である。

- ・ 処分先については、船橋市下水道工事特記仕様書を参照すること。

■ 地質分析が必要である。

- ・ 建設発生土の処分については、事前に処分先の建設発生土管理基準に定められている項目、測定方法にて地質分析を行うこと。

8 事前調査関係

■ 事前調査の注意点

- ・ 工事着手前に必ず水準測量・路線測量を行い、設計図書との比較をし、監督職員へ報告すること。
- ・ 事前に道路境界査定図に基づき境界標の有無の確認をし、撤去が必要となる際には引照点を設け復元すること。なお、写真等で報告書を作成し提出すること。また私道についても、道路上の鉋等の有無について調査を行い、撤去が必要となる際には引照点を設け復元すること。ただし、鉋等を一次撤去する際には、近隣住民へ一次撤去復元の了承を得てから行うこと。

9 工事支障物関係

- 地下埋設物等の事前調査を必要とする。
 - ・ 設計図書の図面に明記されている他企業所管の埋設管の位置等は参考であるため、着工前に確認を行うこと。
 - ・ 受注者の判断で、試掘が必要な場合は試掘を行い、その結果を監督職員に報告すること。また、試掘を行う際には必ず、各地下埋設管理者に立ち会いを求めること。
試掘の結果、管路の占用位置等を変更する必要がある場合には、監督職員の指示に従うこと。
 - ・ 平成29年度に行った地下埋設物調査資料があるので、契約後、申し出により貸し出しを行う。
- 地上・地下等に占用物件等の工事支障物が存在する。
 - ・ 施工に当たっては既設管の埋設位置等を調査しその結果を監督職員に報告すること。
- 地上・地下等に重要な占用物件等が存在する。
 - ・ 当該工区には中圧ガス管が埋設されている。近接する施工に際しては、破損の原因とならないよう十分な調査を行い、必要な防護措置を講じること。
- 当該工事に関連して地下埋設物の切り廻し工事を予定している。
 - ・ 施工に当たっては切り廻し工事後の埋設状況を確認すること。
 - ・ 工事期間が重複する場合には、各受注者と車両交通規制方法および時期について、連絡を取り合い車両が円滑に通行出来るように調整が必要である。
また、上記工事により工程に影響が出ないよう相互の連絡・調整等を密にして施工すること。
- 切り廻し工事の掘削部分の舗装復旧を予定している。
 - ・ 既存舗装が2層以上の舗装厚となっているが、ガス管切り廻し工事の掘削部分の舗装は仮復旧であるため、本工事にて舗装の打ち替えを行うこと。
また、舗装構成については、監督職員に確認すること。
- 残置石綿管（水道管）の撤去が必要になる。
 - ・ 当該地区において残置石綿管（水道管）があり撤去する必要がある。
工事着手前に管理者である千葉県企業局と協議すること。なお、撤去費用については、千葉県企業局の負担となる。

10 地盤改良工関係

- 薬液注入等を行う。
 - ・ 薬液を注入する際には、土質、地下水位等を十分に調査、検討し、必要に応じ

て効果を確認すること。

- ・ 薬液注入を実施する際には、監督職員の指示に従い、地下水等の水質の監視を行うこと。特に、飲用に供されている井戸については「水道水水質基準」（厚労省令）を適用し監視すること。また、水質監視のための観測井戸を設置する際には、設置場所に注意し、適切な管理を行うこと。
- ・ 薬液注入工を実施する際には、近接する地下埋設管等の位置を確認し、施工により破損しないよう配慮すること。

☐ 高圧噴射攪拌工を行う。

☐ その他の地盤改良を行う。

1 1 推進・シールド工関係

☐ 施工方法・使用資機材及び裏込め材等を指定する。

■ 当該施工区域に関する地質調査報告書がある。

- ・ 既存の地質調査報告書があるので、契約後に申し出により貸し出しを行う。

1 2 道路復旧工関係

■ 道路復旧が必要である。

- ・ 工事施工に伴い、舗装構成を確認し監督職員に報告すること。
- ・ 施工時の日々復旧（仮復旧）は加熱アスファルト合材にて表層まで行うこととし、路盤での交通開放は行わないこと。また、本復旧を必ず行うこと。

県道 13、13-1 路線

簡易舗装 3-1、3-2、6-2、6-3、15 路線

- ・ 舗装すり付けは振動・騒音が生じないよう適切な処置を講じること。

1 3 埋戻し工関係

■ 埋戻し材を指定する。

- ・ 開削部の埋戻し材は改良土を使用すること。
- ・ 立坑部の埋戻し材は GL-1.5m 以深（国・県道においては GL-2.0m 以深）を流動化処理土($q_c=100\text{kPa}$ 以上)とし、立坑部の 1.5m（国・県道においては 2.0m）より浅い部分は改良土を使用すること。
- ・ 本工事は耐震性を考慮しているため、改良土による埋戻し締め固めについては現場における一軸圧縮強度 100kPa 以上、簡易貫入試験によりこれを確認する場合には打撃回数 12 回以上を確保していることを確認し、監督職員に報告すること。

1 4 公共汚水枡関係

■ 公共汚水枡の設置に関する注意点

- ・ 公共汚水枡の設置位置については参考であるため、公共汚水枡の設置については地権者より「公共汚水ます設置位置確認届出書」受領後に、申請位置に設置すること。
- ・ 枡深については宅内の形状および排水系統を再度確認し、宅内排水の接続に支障が生じないように配慮すること。
- ・ 各戸の設置位置・方法については監督職員と協議後に施工すること。
- ・ 車道および歩道の切下げ部に設置する場合は、T-14 か T-25 の防護ハット型鉄蓋から道路条件に合わせて採用すること。
- ・ 民地内の車両の載る箇所及び歩道の切下げ部以外に設置する場合は、T-2 の鉄蓋を採用すること。
- ・ その他の民地内で車両の載らない箇所に設置する場合は、塩ビ蓋を採用すること。
- ・ 設計条件と異なる場合は、監督職員と協議後に施工すること。
- ・ 枡深 1.5m 以上となる場合はφ300 の塩ビ枡、2.0m 以上となる場合は組立 1 号人孔の設置を基本とし、詳細については監督職員と協議すること。

□ 枡引き路線が必要である。

- ・ 宅内の汚水を取り込むため、枡引き路線が○路線ある。延長、管径については以下の表を参照とすること。

路線名	管径	延長 (m)
枡引き 1	φ 1 5 0	0 0 . 0
枡引き 2	φ 1 5 0	0 0 . 0

1 5 耐震対策関係

■ 耐震性に関する注意点

- ・ 一般家屋等からの取付管は自在支管とし、管渠は差込継手構造とすること。
- ・ 使用する管材は全て差込継手を使用すること。また、開削工法においては管渠と人孔の接続部に短管を用い、推進工法においては残置する立坑部より半管以内に継手を設けること。

□ 支管取付構造を指定する。

- ・ 当該工区内は地下水位が高いことから、本管取付部の止水性を向上させる目的で、支管取付を機械式構造での接続とすること。

1 6 イメージアップ関係

- 工事現場等のイメージアップを図る。
 - ・ 住宅地内での施工となるため、周辺環境及び労働者の作業環境を考慮し、適切な処置を行うこと。

1 7 その他

- 工事現場発生品がある。
 - ・ 汚水柵設置時に既設 U 型側溝を撤去した場合、既設 U 型側溝蓋については再利用すること。
- 支給材料がある。

- 国県道（歩道部を除く）及び以下の市道（歩道部を除く）に設置する人孔蓋については T-25 対応とすること。
県道 13、13-1 路線（歩道部を除く）

- 将来計画における注意点
 - ・ 将来流入（計画）がある人孔において中間スラブ（グレーチングタイプ）を設置する場合は、分割タイプのグレーチングを設置すること。
 - ・ 内副管が中間スラブを通過する場合、中間スラブが所定の耐力を確保できるよう、開口位置や人孔のステップ位置を検討し、形状について監督職員の承認を得ること。

詳細については、監督職員と協議し、決定すること。

- その他
 - ・ 13 路線では、NTT 位置確認のための試掘を行うこと。また、既設污水管との離隔が小さいため、施工には充分注意すること。
 - ・ 6-2 路線について、地先町会との協議が未成立のため事前に監督職員に確認を行い、指示に従うこと。
 - ・ 県道の舗装復旧について、既設舗装との擦り付けには段差施工が必要である。詳細については管理者に確認し、指示に従うこと。